

『詳細登記六法〔平成二九年版〕』

正誤表（平成二九年五月一六日）

登記六法本体において、条文等の記載に関する誤りがございました。

ご使用に際し、不便をおかけいたしますことをお詫びし、謹んで訂正いたします。

以下のアミカケ部分が訂正箇所となります。

◆一般社団法人等登記規則

〔平成二〇・八・一
法務省令四八〕

最終改正 平成一八・四・二〇法務省令三二

(趣旨)

第一条 一般社団法人及び一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)の登記の取扱手続は、この省令の定めるところによる。

(登記簿の編成)

第二条 一般社団法人等の登記簿は、登記簿の種類に従い、別表第一又は第二の上欄に掲げる各区に区分した登記記録をもって編成する。

② 前項の区には、その区分に応じ、別表第一又は第二の下欄に掲げる事項を記録する。

(商業登記規則の運用)

第三条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項(第一号から第三号までを除く)、第三項、第四項、第五項(第二号から第五号までを除く)、第六項、第七項及び第十項、第九条の二、第九條の三、第九條の四(第一項後段を除く)、第九條の五(第四項を除く)、第九條の六から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九條(第四号を除く)、第二十号から第二十二号まで、第二十七号から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号第一項、第六十一号第一項及び第四項から第八項まで、第六十七号から第六十五号まで、第六十六條、第七十一條、第七十二條(第一項第二号、第三号及び第五号を除く)、第七十三條、第七十四條、第七十七

条、第八十條(第一項第六号を除く)、第八十一條、第八十二條の二、第八十五條第二項、第九十八條から第九十四條まで、第九六條(第四項を除く)、第九十七條から第九九條まで、第一百一號、第一百二號、第一百四號、第一百五號、第一百七七條並びに第一百八十八條の規定は、一般社団法人等登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七九條に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四八号)第三百七條に規定する新設合併」と、同規則第二十條第一項第一号、第三十一條第一項及び第六十五條第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十四條第二項第五号中「会社法(平成十七年法律第八十号)第四百七十二條第一項に規定する休眠一般社団法人」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百十九條第三項又は第四百七十二條第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百十九條第三項又は第四百七十二條第二項」と、同規則第九十九條法務省令第十八号、第五十七條第一項及び第三項又は第五十五條第一項及び第三項と、同規則第六十一條第一項中「取締役、監査役若しくは執行役員」とあるのは「理事、監事若しくは評議員」と、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役員」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取

締役等」とあるのは「理事等」と、同規則第六十四條中「法第四十八條第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十二條第三項又は第三百十三條第二項」と、同規則第六十五條第三項中「法第五十三條」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百四十五條第二項」と、同規則第六十八條第一項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員又は会計監査人」と、同条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役」とあるのは「理事、監事、代表理事又は評議員」と、同規則第七十一條中「電子公告」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一條第一項第三号又は第四号に掲げる公告方法」と、「会社法第九百一十一條第三項第二十六号及び銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十七條の四各号(株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第十條第一項において準用する場合を含む。))に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十四條に規定する」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一十一條第二項第三号又は第七十五號を除く。」又は第四百七十一條(第四号及び第五号を除く。又は第四百七十二條第一項本文)とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百四十八條、第五号及び第六号を除く。、第四百四十九條第一項本文、第二百一十條第一項(第四号及び第五号を除く。、第二項若しくは第三項又は第二百一十條第一項本文)と、同条第二項中「株式移転の無効」とあるのは「取消」と、同規則第七十三條中「会社法第四百七十三條」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五百五

七条第一項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する民事執行法第四百七条第一項」と、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（電子債権記録機関にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）」と、同項第一号中「その種類及び額（金銭債権以外の債権にあつては、その内容）」とあるのは「その金額、支払期日及び記録番号（電子記録債権は法第十六条第一項第七号に規定する記録番号をいう。）」その他当該電子記録債権を特定するために必要な事項」と、同項第四号中「仮差押え」とあるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、同規則第四百二十八条第一項中「法第五百五十六条第三項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する第五百五十六条の十二第三項」と、同条第三項中「差押命令」と、「差押命令を発した裁判所（差押処分が先に送達された場合にあつては、当該差押処分をした裁判所書記官）」とあるのは「仮差押命令を発した裁判所」と、同規則第四百七条第二項中「前項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する民事執行法第四百七条第一項」と、同規則第四百五十三条第十五項第二項中「前項において準用する法第四百五十三条第二項」とあるのは「民事保全規則第四百五十二条の二第二項において準用する民事執行法第四百五十三条第一項」と読み替えるものとする。

第三節 仮処分の執行

（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託の添付書面）

第四三条 法第五十六条（他の法律において準用する場合同を含む。）の規定による嘱託は、嘱託書に仮処分命令又はこれを変更し、若しくは取り消す決定の決定書

又はこれに代わる調書の謄本を添付してしなければならない。

（占有移転禁止の仮処分命令の執行方法）

第四四条 執行官は、占有移転禁止の仮処分命令の執行をするときは、はく離しにくい方法により公示書を示す方法その他相当の方法により、法第二十五条の二第一項第二号に規定する公示をしなければならぬ。この場合においては、民事執行規則第二十七条の三第二項の規定を準用する。

② 執行官は、占有移転禁止の仮処分命令の執行により引渡しを受けた係争物を債務者に保管させるときは、債務者に対し、当該係争物の処分及び前項の公示書の損壊に対する法律上の制裁その他の執行官が必要と認める事項を告げなければならない。

（債務者不特定の占有移転禁止の仮処分命令を執行した場合の届出）

第四四条の二 執行官は、法第二十五条の二第一項の規定による占有移転禁止の仮処分命令を執行したときは、速やかに、同条第二項の規定によりその債務者となつた者の氏名又は名称の他の当該者を特定するに足りる事項を、これを発した裁判所に届け出なければならない。

（振替社債等に関する仮処分の執行）

第四五条 振替社債等に関する仮処分の執行については、振替社債等に関する仮差押えの執行又は強制執行の例による。

（電子記録債権に関する仮処分の執行）

第四五条の二 電子記録債権に関する仮処分の執行については、電子記録債権に関する仮差押えの執行又は強制執行の例による。

第四章 仮処分の効力

（仮処分命令の更正の申立ての方式）

第四六条 法第六十一条（法第六十一条において準用する場合を含む。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 仮処分命令事件の表示
二 当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
三 申立ての趣旨及び理由

② 前項に規定する申立書には、更正の申立てに係る仮処分命令の本案の債務名義の正本を添付しなければならない。

（保全仮登記等の更正の嘱託の添付書面）

第四七条 法第六十条第三項（法第六十一条において準用する場合を含む。）の規定による嘱託をする場合において、債権者から、保全仮登記の更正について登記上利害関係を有する第三者若しくはその更正について利害関係を有する抵当証券の所持人及び裏書人の承諾書又はこれらの者に対抗することができる裁判の謄本が提出されたときは、嘱託書にこれらの書面を添付しなければならない。

（処分禁止等の抹消の嘱託の申立て）

第四八条 法第五十三条第一項の仮処分（同条第二項の仮処分を除く。）により保全された登記請求権に係る登記がされた場合において、不動産登記法（平成十六年法律第二十三号）第一百十一条第三項の規定による処分禁止の登記の抹消がされるときは、債権者は、保全執行裁判所の裁判所書記官に対し、その処分禁止の登記の抹消の嘱託をするよう申し立てることができる。② 前項の規定は、法第五十四条の仮処分について準用する。